

定 款

社会福祉法人 朝 老 園

社会福祉法人 朝老園 定 款

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ロ) 老人介護支援センターの経営

(ハ) 生活困難者に対して、無料又は低額な費用で利用させる介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の経営

(ニ) 老人短期入所事業の経営

(ホ) 生活困難者に対する相談支援事業の経営

(ヘ) 障害福祉サービス事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人朝老園という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を福岡県朝倉郡筑前町朝日586番地に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、職員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員の報酬は、旅費規程にもとづき支給するものとする。

第 3 章 評 議 員 会

(構 成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置く
- 3 議長は、その都度評議員の互選で定める。

(権 限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分

- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名又は、記名押印する。

第 4 章 役員 及 び 職 員

(役員 の 定 数)

第 1 6 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理 事 6 名
- (2) 監 事 2 名

- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とすることができる。
- 4 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員 の 選 任)

第 1 7 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員 の 資 格)

第 1 8 条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事 の 職 務 及 び 権 限)

第 1 9 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監 事 の 職 務 及 び 権 限)

第 2 0 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員 の 任 期)

第 2 1 条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解 任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員 の 報 酬 等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責 任 の 免 除)

第24条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について、社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(職 員)

第25条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理 事 会

(構 成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は、記名押印する。

第 6 章 諮 問 機 関

(顧 問 ・ 相 談 役)

第31条 この法人に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問・相談役に関する事項においては、理事会において別に定める。

第 7 章 資 産 及 び 会 計

(資 産 の 区 分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の四種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 福岡県朝倉郡筑前町朝日字間片580番2所在特養敷地1筆

1, 007. 34㎡

(2) 福岡県朝倉郡筑前町朝日字間片586番1所在特養敷地1筆

3, 488. 36㎡

(3) 福岡県朝倉郡筑前町朝日字間片600番22所在特養敷地1筆

1, 460. 00㎡

(4) 福岡県朝倉郡筑前町朝日字緑604番2所在特養敷地1筆

489. 00㎡

(5) 福岡県朝倉郡筑前町朝日字岸ノ下552番所在特養敷地1筆

1, 530. 00㎡

(6) 福岡県朝倉郡筑前町朝日字間片578番13所在特養敷地1筆

386. 00㎡

(7) 福岡県朝倉郡筑前町朝日字間片580番地所在特養敷地1筆

4, 403. 00㎡

| | | | | |
|---|-----|-------|---------|----------------------------------|
| (8) 福岡県朝倉郡筑前町朝日字間片 5 8 4 番 1 所在特養敷地 1 筆 | | | | |
| | | | | 5 2 9 . 5 7 m ² |
| (9) 福岡県朝倉郡筑前町朝日字間片 5 8 4 番 7 所在特養敷地 1 筆 | | | | 0 . 8 9 m ² |
| 特別養護老人ホーム朝老園敷地 | 計 | 1 3 , | 2 9 4 . | 1 6 m ² |
| (10) 福岡県朝倉郡筑前町朝日字間片 5 6 7 番 8 所在老健敷地 1 筆 | | | | 1 2 1 . 9 5 m ² |
| (11) 福岡県朝倉郡筑前町朝日字間片 5 6 8 番 1 所在老健敷地 1 筆 | | | | 2 , 0 1 0 . 0 6 m ² |
| (12) 福岡県朝倉郡筑前町朝日字間片 5 6 7 番 9 所在老健敷地 1 筆 | | | | 9 8 9 . 0 0 m ² |
| 老人保健施設サンビレッジ朝日ヶ丘敷地 | 計 | 3 , | 1 2 1 . | 0 1 m ² |
| (13) 福岡県朝倉郡筑前町久光字宮園 1 3 8 0 番 1 所在特養敷地 1 筆 | | | | 2 , 9 4 3 . 3 3 m ² |
| (14) 福岡県朝倉郡筑前町久光字宮園 1 3 8 0 番 3 所在特養敷地 1 筆 | | | | 2 3 5 . 0 0 m ² |
| (15) 福岡県朝倉郡筑前町久光字宮園 1 3 8 5 番 9 所在特養敷地 1 筆 | | | | 1 7 . 2 9 m ² |
| (16) 福岡県朝倉郡筑前町久光字宮園 1 3 9 1 番 1 所在特養敷地 1 筆 | | | | 1 , 0 3 7 . 2 5 m ² |
| 特別養護老人ホーム朝老園ひさみつ敷地 | 計 | 4 , | 2 3 2 . | 8 7 m ² |
| 基本財産土地 | 計 | 2 0 , | 6 4 8 . | 0 4 m ² |
| (17) 福岡県朝倉郡筑前町朝日字間片 5 8 0 番・5 8 6 番 3 所在家屋番号 5 8 0 番 鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根亜鉛メッキ鋼板スレート葺 2 階建 特別養護老人ホーム接続 9 棟 | | | | 延 2 , 7 8 9 . 0 1 m ² |
| (18) 福岡県朝倉郡筑前町朝日字間片 5 8 0 番・5 8 6 番 2・5 8 6 番 3 所在 家屋番号 5 8 0 番木造鉄板葺平屋建車庫兼倉庫 1 棟 | | | | 延 4 9 . 8 8 m ² |
| (19) 福岡県朝倉郡筑前町朝日字間片 5 8 0 番・5 8 6 番 1・5 7 6 番・5 8 6 番 2 所在 家屋番号 5 8 0 番 2 鉄筋コンクリート造陸屋根一部 3 階建 特別養護老人ホーム 1 棟 | | | | 延 9 8 2 . 7 7 m ² |
| 特別養護老人ホーム朝老園建物 | 計 延 | 3 , | 8 2 1 . | 6 6 m ² |

- (20) 福岡県朝倉郡筑前町朝日字間片 5 6 8 番地 1・5 6 8 番地 3・5 7 3 番地 2・
5 7 4 番地 2・5 7 5 番地・5 8 6 番地 2・5 6 8 番地 3 地先家屋番号 5 6 8 番 1
老人保健施設鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建 1 棟
延 2, 8 1 3. 1 2 m²
- (21) 福岡県朝倉郡筑前町久光字宮園 1 3 8 0 番地 1 所在
家屋番号 1 3 8 0 番 1 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建
特別養護老人ホーム 1 棟
延 1, 9 6 1. 1 1 m²
- (22) 福岡県朝倉郡筑前町久光字宮園 1 3 8 0 番地 1 所在
家屋番号 1 3 8 0 番 1 鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建
特別養護老人ホーム 1 棟
延 1 8 0. 6 0 m²
特別養護老人ホーム朝老園ひさみつ建物 計 延 2, 1 4 1. 7 1 m²
基本財産建物 計 延 8, 7 7 6. 4 8 m²

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第 4 2 条並びに第 4 4 条に掲げる公益並びに収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらねばならない。

(基本財産の処分)

第 3 3 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、福岡県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、福岡県知事の承認を必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- 三 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

(資産の管理)

第 3 4 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、

株式に換えて保管することができる。

(特別会計)

第35条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第39条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めるもののほか、理事会において定める経理規定により処理する。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとする

ときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第41条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

第8章 公益を目的とする事業

(種別)

第42条 この法人は社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業の経営
- (2) 介護予防事業の経営
- (3) 配食サービス事業の経営
- (4) 介護老人保健施設の経営
- (5) 訪問リハビリテーション事業の経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第43条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第9章 収益を目的とする事業

(種別)

第44条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 不動産賃貸業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(収益の処分)

第45条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

第10章 解散

(解散)

第46条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散理由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第11章 定款の変更

（定款の変更）

第48条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、福岡県知事の認可（社会福祉法第45条の36号第2項に規定する厚生省令で定める事項に係わるものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を福岡県知事に届け出なければならない。

第12章 公告の方法その他

（公告の方法）

第49条 この法人の公告は、社会福祉法人朝老園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第50条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

付 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

| | | | | |
|-------|---|---|---|-----|
| 理 事 長 | 今 | 村 | 平 | 一 |
| 理 事 | 樋 | 口 | 謙 | 太 郎 |
| 理 事 | 大 | 村 | 忠 | 孝 |
| 理 事 | 佐 | 藤 | 忠 | 士 |
| 理 事 | 今 | 村 | ハ | ル オ |
| 監 事 | 池 | 上 | | 整 |
| 監 事 | 幾 | 竹 | 正 | 留 |

| | | | |
|-------|--------|-------------------|------------|
| 昭和42年 | 11月24日 | 厚生省社第289号 | 法人設立認可 |
| 昭和43年 | 7月18日 | 社庶 第263号 | 変更認可 |
| 昭和46年 | 5月31日 | 厚生省社第360号 | 変更認可 |
| 昭和48年 | 7月23日 | 厚生省社686号 | 変更認可 |
| 昭和49年 | 2月15日 | 厚生省社121号 | 変更認可 |
| 昭和51年 | 5月 1日 | 厚生省社450号 | 変更認可 |
| 昭和52年 | 6月28日 | 厚生省社604号 | 変更認可 |
| 昭和55年 | 5月30日 | 厚生省社583号 | 変更認可 |
| 昭和61年 | 1月 8日 | 厚生省社 17号 | 変更認可 |
| 昭和61年 | 9月 1日 | 福岡県知事61朝老発第36号 | 届出 |
| 平成 2年 | 10月14日 | 福岡県知事 2老第778号 | 認可届出 |
| 平成 3年 | 8月17日 | 福岡県知事 3朝老発第73号 | 届出 |
| 平成 4年 | 7月10日 | 福岡県知事 4老第389号 | 認可届出 |
| 平成 5年 | 6月10日 | 福岡県知事 5老第525号 | 認可 |
| 平成 5年 | 8月31日 | 福岡県知事 5朝老発第66号 | 届出 |
| 平成 6年 | 5月31日 | 福岡県知事 6老第244号 | 認可 |
| 平成 8年 | 12月26日 | 福岡県知事 8老第176号の31 | 認可 |
| 平成 9年 | 12月18日 | 福岡県知事 9老第 87号の39 | 認可 |
| 平成10年 | 8月31日 | 福岡県知事10高第103号の14 | 認可 |
| 平成12年 | 2月23日 | 福岡県知事11高第 23号の72 | 認可 |
| 平成14年 | 1月31日 | 福岡県知事13高第 56号の102 | 認可 |
| 平成17年 | 3月 3日 | 福岡県知事16高第 18号-14 | 届出 |
| 平成17年 | 10月31日 | 福岡県知事17高第 64号-50 | 認可 |
| 平成21年 | 2月17日 | 福岡県知事20高支第81号-70 | 認可届出 |
| 平成22年 | 7月12日 | 福岡県知事22高支200号 | 認可 |
| 平成26年 | 6月 4日 | 福岡県知事26高支第555号 | 認可 |
| 平成27年 | 7月14日 | 福岡県知事27介第987号 | 認可 |
| 平成28年 | 1月18日 | 福岡県知事27朝老発第162号 | 届出 |
| 平成29年 | 3月 1日 | 福岡県知事28介第111号-23 | 認可届出 (法改正) |
| 平成29年 | 7月 4日 | 福岡県知事29介第331-2号 | 認可 |
| 平成29年 | 9月 5日 | 福岡県知事29介第331号-14 | 認可 |
| 平成30年 | 5月 9日 | 福岡県知事30介第190号-3 | 認可 |
| 令和 元年 | 10月 3日 | 福岡県知事 1介第470号-20 | 認可 |